

議会基本条例の検証結果について

1 評価方法

会派ごとに取りまとめたシートをもとに、全27条の条項について1条、1項ずつ評価を行い、その際に使用する評価区分は、「段階評価」と「評価後の取組」の2区分として、評価基準は、次のとおりとした。

【評価の段階】	【評価後の取組】
A：達成されている（取組が満足できる）	1：条文に従い、これまでどおり取り組む
B：概ね達成されている（取組が概ね満足できる）	2：改善・拡充に向け、新たな取組を検討
C：一部達成されている（取組がやや不足している）	3：今回の検証をもとに条文の改正を検討
D：今後努力を要する（取組が不十分）	4：その他
—：評価対象外	

2 検証結果

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民に開かれた活力ある議会を構築するために必要な基本理念、議会及び議員の使命及び活動原則その他議会の運営に関する基本的事項を定めることにより、合議制の機関である議会の役割を明確にし、議会が市民の負託にこたえ、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市民を代表する市政最高の意思決定機関として市民の意思を市政に反映させるため努力を惜しまずその活動に専念し、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

第2章 議会の使命及び活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第3条 議会は、合議制の特性を生かし、民意を代表する議員の議会活動を通じて、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させることを使命とする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①条文としては良いが、期待した普通の市民の声を集められていない。</p> <p>②各議員の活動の中で、地域の実情等を把握し、一般質問、委員会審査等の場で実現に向け努力している。</p> <p>③議会報告会、議会モニター制度を活用し、市民の多様な意見を伺う機会を設け、その意見等を各常任委員会で協議し市政に反映するように努めるとともに、その結果もホームページ等で報告している。</p> <p>④今後も引き続き努力が必要。</p> <p>⑤議会として合議に至るまでの理論と時間が不足しているのでは。</p>

2 議会は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①条文としては良い。本会議、委員会等、原則公開にしている。</p> <p>②全てを公開することが、適切であるのかどうか。情報公開の取捨選択も必要なのではないか。</p> <p>③本会議、委員会の公開、ケーブルテレビでの放映、議会報等の発行、議会報告会の開催等を行っている。</p> <p>④議会報告会の開催、委員会の公開、各委員会での請願人の出席、ケーブルテレビの生放送、録画放映、インターネット配信を行っている。</p> <p>⑤市民に開かれた議会を目指し、議会報告会等のあらゆる方法を利用して取り組んでいる。</p> <p>⑥今後も引き続き努力が必要。</p> <p>⑦前議長が政治倫理特別委員会等で説明されていないなど、透明性の確保できてない。</p>

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるよう市民参加の機会の拡充に努めること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議員と語ろう会、議会モニター制度等があるが、参加メンバーの固定化や、個人モニターの定数不足など多様な意見を把握する場になっていないのではないか。</p> <p>②市民の多様な意見を聴取する機会を作れていない。</p> <p>③議会モニターとの意見交換は行なっているが、新型コロナの影響で、議会報告会を開催していない。</p>

(3) 把握した市民の意見の下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①把握した意見は、一般質問等に生かされている。またその中で重要なものは政策研究会のテーマとされている。</p> <p>②委員会、会派、議員提案がなされていない。</p> <p>③政策研究会で、調査、提言活動を行っているものの、現時点では、議会として把握した市民の多様な意見を基に、これらを政策立案・政策提言等に結びつける活動は行われていない。</p> <p>④コロナ禍の影響もあるかと思われるが、現時点では、議会として把握した多様な市民の意見を整理し、議員間で共有し、政策立案・政策提言に向けた議論する仕組みが整備されていないと思われる。</p> <p>⑤政策研究会で取り上げ、政策提言を行っているものの、政策研究会に依存する流れになってしまっている。</p> <p>⑥常任委員会や会派による提言活動の取組が弱い。</p>

(4) 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①条文は良い。必要に応じて都度見直しを行っている。</p> <p>②定期的に行う必要があるのではないか。</p> <p>③見直しに向けた検討の回数が少ない。申し合わせ事項の見直しを行う方法・システムを整備しておく必要があるのではないか。</p> <p>④見直しのルール化の必要性については、その協議を議会運営委員会に申入れる方向で調整する。</p>

(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
D	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議場での傍聴者は少ないが、市民のケーブルテレビ視聴者は多いように感じる。</p> <p>②ホームページの更新頻度が低い。</p> <p>③ケーブルテレビによる一般質問の日程等の周知は行っている。</p> <p>④議会として努力しているが市民に関心をもたれていない現状があり、一層の取組が必要。</p> <p>⑤傍聴者が少ない。土日開催、夜間開催があってもいいのではないか。</p> <p>⑥こうしたことこそ議会モニター制度を活用する中で、意見を頂戴すべき。</p>

第3章 議員の使命及び活動原則

(議員の使命及び活動原則)

第4条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、常に市政の課題を把握し、公益性の見地から、市全体を見据え、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①政策研究会や一般質問、議案審査、委員会審査等で行っている。</p> <p>②一般質問等のテーマが狭い地域、特定の業者の問題を取り上げるケースがある。</p> <p>③地域の問題を取り上げることは否定しないが、公益性、市政全体の視点が求められる。</p> <p>④DX時代に対応した方法の模索。</p>

2 議員は、前項の使命を果たすために、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①自由討議の規定はあるが、その理解不足のためか、ほぼ行われていないのが現状である。</p> <p>②必要に応じ、委員会において討議を行うことはある。</p> <p>③委員会における自由討議は回数が少ない、さらに委員による討議を充実させる必要がある。</p> <p>④自由討議の進め方に戸惑いがあるのでは。合議制からして、もっと活用すべき。</p> <p>⑤本会議、委員会において自由討議の場は設けているが、十分に活用できていない。</p>

(2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議員として当然の使命であり、各議員に任されている。</p> <p>②議会としても議員の資質向上の自己研さん機会を設けることが必要である。</p> <p>③今後も引き続き努力が必要。さらなる自己研さんに努める</p> <p>④議員各自で情報の収集、自己啓発を行っている。</p> <p>⑤自己研さんを行うにしても、議会図書室における蔵書、資料等が不足している。</p>

		<p>⑥市政の課題について市民の意見を的確に把握する機会が不足している。研修や研さんにより、議員としての資質の向上を図る機会をもっと多くする必要がある。</p> <p>⑦議員個々の問題なので評価しづらい。</p>
--	--	--

(3) 議会の構成員として全市民の福利の向上を目指し活動すること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①各議員としては、全市民の福利の向上に向けて活動している。</p> <p>②議会報告会等を開催し、様々な意見や要望を精査し、福利の向上に資する取組に対して、その達成に努力している。</p> <p>③議員個々の活動は十分把握できていないので評価しづらい。</p>

(4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①会だよりや会派新聞等で市民の説明責任は確保している。特に、議会だよりは全ページカラー会派紙面改革により、議会に対する市民の理解度を深める努力をしている。</p> <p>②現状の取組に加え、会派による活動報告会の開催、活動報告の発行、さらには議員個人の活動報告等充実する必要がある。</p> <p>③前議長が説明責任を果たしていない。</p>

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①会派は結成されており、無会派は少数である。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①大会派になるほど全ての議案に対しての意思統一が難しくなる。政策を中心とした同一の理念を共有するとはどこまでのことを示すのか、注釈が必要である。 ②政策を中心として同一の理念を共有する議員で構成されている。 ③議案に対する賛否が最近は会派でまとまっている。 ④大まかな方向性の一致をもって、会派を組んでいるというところもある。

3 会派は、議会活動について、市民に対し説明するよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①会派新聞や政務活動報告、視察報告により行っている。 ②会派による活動報告の取組は不十分である。会派による活動報告を活性化する必要がある。 ③会派として、市政報告会や広報誌を発行している。 ④会派ごとの議会報告が作成されているが、全会派が議会報告を行っているわけではない。

第4章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、佐伯市情報公開条例（平成17年佐伯市条例第13号）との整合を図りつつ、その有する情報を市民に公開するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議会としては、必要に応じ情報公開し、説明責任を果たしていると考える。公開すべき情報の種類や公開の方法等をさらに制度化する必要があると思われる。</p> <p>②議会報告会の開催、議会のケーブルテレビの放送、広報紙等を通じて十分に情報を公開し、説明責任を果たしている。</p> <p>③佐伯市情報公開条例との整合性を図るという点では、改めて当該条例を確認し、内容を熟知しておく必要がある。</p>

2 議会は、本会議その他すべての会議を原則として公開するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①原則として、公開している。</p> <p>②特別委員会などから仮報告が上がってきた案件、調整を必要とする案件等について、報道機関への情報提供（公開）の在り方について検討・整理する必要がある。</p> <p>③情報公開条例で言えば、情報公開するかしないかというこの根本に関わる場所、大原則は公開だが、やはりどうしても公開できないところがあるということは議会も同じ。</p> <p>④当然原則公開なので、非公開にする場合は理由を付さなければいけない。その理由は、やはり明確にしなければいけないが、何が公開で、何が非公開、非常に線引きが難しい。この辺をもう一度再確認する必要もある。</p> <p>⑤全ての会議を公開して欲しいと思っているので、この条文自体には反対はない。</p>

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、市民の専門的又は政策的識見等を求めるとともに多様な広報公聴手段を活用し、一般市民の声を積極的に聴取するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①参考人制度及び公聴会制度については十分な活用に至っていないが、議会報告会、議会モニター制度、アンケート等その他の手段により意見を聴取するよう努めている。</p> <p>②参考人制度や公聴会制度を活用したことがない。</p>

		③議会モニター以外に聞くことをしていない。 ④DX時代に対応した方法も模索すべき。
--	--	--

4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、原則として当該請願及び陳情をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①委員会審査において、請願者・陳情者の意見を聴く機会を設けている。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の表決の結果を議会広報で公表する等、議員の活動に関し市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①重要な議案については、各議員の表決結果を周知している。 ②広報誌で各議員の表決結果を掲載し、議員の活動に関して市民の評価が的確になされるように情報提供している。

6 議会は、議案等を議決したときは、その議決責任を深く受けとめるとともに、市民に対して当該議決に至る経過及びその理由を説明する責務を有するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①議会広報でできるだけ詳細に掲載し、議会報告会等で説明の機会を設けている。

7 議会は、前項の責務を果たすため、すべての議員の参加の下、議会報告会を年1回以上開催するとともに、報告事項等に関して市民から提出された意見をもとに議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	2	【評価の理由（主な意見等）】 ①コロナ禍により現状では不十分であるが、議会としては議会報告会の意義を十分認識し、適時に開催するよう努めている。コロナ禍の現状では、現時点の不開催は致し方ないと思う。 ②毎年実施している。コロナ禍で開催されなかったこともあったが、やむを得ない。 ③議会報告会を開催し、市民から広く意見を聴取し、それを基に議会運営の改善、政策提言等に反映できるように努めている。また、市民にはその協議結果をホームページや各地区公民館への配布

		により公表している。 ④参加者の固定化、減少等、当初の狙いどおりの活動になっていない。 ⑤より効果的な手法も模索・検討すべきではないか。
--	--	--

(議会モニター制度)

第7条 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由 (主な意見等)】 ①議会モニターを設置している。

2 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下これらを「委員会」という。）は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由 (主な意見等)】 ①常任委員会で議会モニターから意見を聴取することはほとんどない。 ②やはり活用としては少ない。十分な活用がなされていない。 ③議会改革特別委員会で意見聴取を行ったが、議案等で意見を聞くことはない。 ④期待されたようにはなっていない。 ⑤もっと積極的な活用について検討が必要。 ⑥少なくとも団体の代表者の団体モニターは市民の意見と言えるが、定数に達することがなく、ほぼ固定化された個人モニターが一般の市民の意見と言えるのか、検討が必要。 ⑦重要な議案等の審査に議会モニターの意見を聞くことは意義のあることであると思われる。その活用を促進するため、可能な限り、あらかじめモニターの意見を聞くべき。重要な議案等の類型化を行ってはどうかと思う。

3 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議会モニター等の意見交換の回数が少ないのではないかな。</p> <p>②コロナ問題はあるとしても、可能な限り意見交換の回数を増やすことを検討すべきではないかな。</p> <p>③議会運営に対しての位置づけがはっきりしていないのでは。</p> <p>④年1回に開催されて意見を聴取しているが、定例会や委員会の参加は少ない上に、助言や意見が少ない。</p> <p>⑤団体モニターについては、代表者はともかくとして、その団体の構成員には、自己の団体が議会モニターとなっていることの認識は極めて薄いと思われ、結局、団体からの有益な意見、情報等が出てきにくくなっている。団体モニターに対する日頃からの積極的な意識喚起と協力体制の強化等を積極的に行う必要があると思われる。</p> <p>⑥議会運営については、市議会OB会の活用も検討してはどうか。</p>

4 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。。

第5章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①市長と議員の間になれ合いが生じないよう緊張のある関係を保ち、より一層の政策立案をもっと積極的に進めていかなければいけない。</p> <p>②事務執行の監視、評価は、主に議案や決算審査等を通じて行われるとともに、政策立案、政策提言等は、政策研究会の提言として行われている。</p> <p>③市長との緊張ある関係の構築は、逆に事務執行の監視、評価、政策立案、政策提言等を適宜的確に行うことにより生まれるものと思われる。特に政策立案、政策提言については、政策研究会による提言は実施されてはいるが、さらに広く有効な政策立案、政策提言等を推進していくためには、議会内部の政策立案等の能力を高める仕組みとともに、議会がいかなる場合に、いかなる形でこれらを行うかと明確化や仕組みの構築が必要であると思う。</p> <p>④会派として緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言等を通じて市民福祉の向上と市政の発展に取り組んでいる。</p> <p>⑤市長提出議案に対して否決や修正もあった。</p>

(議論の充実)

第9条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	3	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①ほとんど一問一答方式で行っている。</p> <p>②質問の趣旨に応じて一問一答方式も導入している。</p> <p>③代表質問の一問一答方式は、再質問は2回までとかの決まりをつくったほうがよいのではないか。一般質問と代表質問の区別がつきにくい。</p> <p>④一般質問について、現在は一問一答方式を採用しているが、質問者の数を制限し、議員間の議論を深め、政策、提案を基本に質問方向で協議できないか。</p> <p>⑤総括方式または一問一答方式で行うことができると条文を変えたほうが良い。</p>

		⑥この条例を作った当時というのは、まだ総括質問が主流だった時代。もう今は少し時代の流れが変わり、一問一答が今度主流になっている時代。その一問一答が主流になっているという前提の中で、この条文を見直すというのは必要なのかもしれない。
--	--	--

2 議長又は委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、議会の会議及び委員会において議員の質疑、質問、政策提言、議員提出議案等に関して、市長等及びその補助職員に対して、発言の許可を与え、反問し、又はその趣旨を確認する機会を付与するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①実施している。今後さらに執行部と間で反問、趣旨確認の機会の付与の意義と行使方法について、認識の共有化を進める必要がある。</p> <p>②市長等及びその補助職員に対して発言の許可を与え、反問し、また、その趣旨を確認する機会を与えている。</p> <p>③反問権の整理を行った。執行部からの申入れには許可している。</p> <p>④執行部の利用が不十分</p> <p>⑤反問権を規定しているが、ほとんど使われていない。反問権と反論権が混同されている。反問権と反論権について注釈を入れるべき。</p> <p>⑥一応議運では反問の中に反論も含めるということになった。</p> <p>⑦反問権とはどういうものか、やっぱりもう一回、議会側にも、執行部側にも周知（執行部との共通認識）が必要。</p> <p>⑧執行部のほうから反問権の濫用、これをされると、例えば質問をして、その質問の意味についてお聞きしますということが議場の中で始まったときに、もう議論の充実につながっていかない可能性もある。</p>

3 議会は、市長等が提案する重要な施策等について、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①必要に応じて実施している。</p> <p>②必要に応じて全員協議会等で説明を聞く中で、疑問点や意見、提言をしている。</p> <p>③各種委員会、全員協議会等で説明を求めている。</p>

4 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料を求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①必要に応じて実施している。</p> <p>②新規の政策や重要な事業について、執行部に対して説明資料を要求している。</p> <p>③説明資料が提出されている。ただし、条例制定当時、想定されていた予算の事業説明書は実現していない。</p>

（監視及び評価）

第10条 議会は、市長等の事務の執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかを監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①各種議案の審査、全員協議会の開催等により、適切に実施している。</p> <p>②各常任委員会、予算及び決算特別委員会で必要があると認められる場合は適切な措置を講じるよう求めている。</p> <p>③適切に審議を行っている。</p> <p>④適切な措置を講ずるという意味は、例えば予算であれば修正をするとか、あるいは条例上とても市民に公平な条例になっていないといったときには、条例の修正をするという意味であり、これまでも必要に応じて適切に措置できている。</p>

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	3	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①市長等の事務執行の効果・成果について、議会としての評価等の措置は、必ずしも十分に実施されているとはいえない。</p> <p>②市長等の事務執行の効果・成果について、議会としての評価を行う仕組みを構築する必要がある。</p> <p>③決算特別委員会では、議員個人の意見は述べられても議員間でしっかりした議論はできていない。翌年度の予算に反映させるためにも議員間で評価について議論が必要ではないか。</p> <p>④決算特別委員会や教育評価、「きらり」等の事業に対し、毎年度評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じている。</p> <p>⑤当初イメージしていた「事務事業評価」的なことはしていない。</p> <p>⑥やはり監視機能を適切に行うための議会の手段として、内部的に</p>

		<p>その評価をやるべき。その上で監視機能に結びつけるということを考えているので、その仕組みをつくる必要がある。</p> <p>⑦評価について、もうちょっと具体的な評価の在り方についてを条文化していかないと、現状では何をもって評価なのかというのが非常に分かりにくい。</p> <p>⑧1項と2項を一緒にまとめても良いのではないかと。</p>
--	--	--

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、市政における重要な計画等の決定に参画するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件を次のように定める。

- (1) 佐伯市総合計画基本構想に基づく基本計画を策定し、又は変更すること。
- (2) 佐伯市都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。
- (3) 佐伯市長期総合教育計画を策定し、又は変更すること。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	4	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①条文のとおり行われているが、追加しなければならない計画、プランはないか、見直しは必要。計画の策定段階で議会説明と意見聴取が必要ではないか。</p> <p>②1号から3号に掲げられた基本計画を議決事件に加えることは妥当である。</p> <p>③議会の市長等に対する監視等の機能の充実を図るため、今後さらに議決事件を加えるのが適当と認められる案件がないか、議会として検討する場を設けるのがよいのではないかと。</p> <p>④市政における重要な計画等に参画し、策定または必要に応じて変更を行っている。</p> <p>⑤条例策定時以降、議決事件の拡大がされていない。</p> <p>⑥今、様々な計画が多様化して、いろんな計画が増えてきているので、やはり見直しは必要な時期にきている。</p>

第6章 議会機能の強化

(議会機能の強化)

第12条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①市長等の事務執行の監視、評価、政策立案、政策提言に関する機能は、基本的には各種議案等の審査、議決、政策研究会の活動等により担保されている。</p> <p>②市長等の事務執行の評価機能の強化については、議会としての評価の仕組みを構築する必要がある。</p> <p>③政策立案、政策提言等については、政策研究会による提言は実施されているが、さらに広く有効な政策立案、政策提言等を推進していくためには、議会内部の政策立案等の能力自体を高める仕組みとともに、議会がいかなる場合にいかなる形でこれらを行うのかの仕組みをつくらなければならない。</p> <p>④市長等の事務執行の監視及び評価については決算特別委員会等で行っている。政策立案や提言は政策研究会や一般質問等で取り上げている。</p>

2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政策立案及び政策提言を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①政策研究会や一般質問を中心に行っている。</p> <p>②常任委員会、会派、議員としても、政策立案及び政策提言をすべきであり、その方法についても研究すべきである。</p> <p>③基本的には、状況に応じて実施されている。</p> <p>④議会が条例の提案、議案の修正、決議等を的確に思う前提として、議員としての実務能力向上のための研さんシステムを構築する必要がある。</p> <p>⑤政策研究会だけではなく、常任委員会でも政策提言ができるような取組はできないものか。</p> <p>⑥議案の修正はあったが、政策立案、政策提言は行われていない。（政策研究会以外では）</p> <p>⑦委員会からの政策立案が不十分である。議案の修正ももっと積極的に行ってよい。</p>

- 3 議会は、市政に関する議員の一般質問等における政策提案又は政策提言について、必要があると認めるときは、その政策立案に向けた調査、研究等を行うための政策研究会を設け、その具現化に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①政策研究会を設置し、下記の政策提言を実施してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢佐伯市の地番・住居表示について提言 ➢祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進について提言 ➢佐伯市における公共交通施策に関する提言

- 4 政策研究会の組織及び運営に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

（議会事務局の体制整備）

- 第13条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①円滑かつ効率的な議会運営がなされている。また、議会事務局の調査、政策法務やその他の機能も充実が図られている。</p> <p>②政策法務の機能について、さらなる充実が求められる。</p>

- 2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①市長等と協議自体は行っている。</p> <p>②人員不足も正直感じられ、議会の機能を充足するためには、改善の余地はある。</p>

(議員定数)

第14条 議員の定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	3	【評価の理由 (主な意見等)】 ①十分な時期と期間を持って公聴会制度をもっと活用すべきである。 ②過去の議論においても、議会報告会や議会モニターとの意見交換会、アンケート調査等の実施により、市民の意見の聴取が図られている。 ③改定を検討する際に考慮すべき要因等については、このとおりであると思われる。 ④参考人制度、公聴会制度の活用実績はない。 ⑤現在の条文の解釈では、市民意見聴取の方法として、議会モニターはもとより、参考人制度、公聴会制度、全ての活用が義務規定となる。一方、これらの他にも意見聴取の方法はあるため、条文の見直しについて検討が必要ではないか。

2 議員の定数の条例改正に関する議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由 (主な意見等)】 ①改定を検討する際に考慮すべき要因等については、このとおりであると思われる。 ②特別委員会を設置し調査・検討を行った後、議員提案にて条例改正を行っている。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、議会モニター制度、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	4	【評価の理由（主な意見等）】 ①報酬審議会に諮問は行っているものの、これ以外には行なわれていない。 ②意見聴取を行う際、議会として一定程度の案を示して意見を伺うのか、案を検討するために、前段に参考として意見を伺うのか整理も必要では。 ③意見の偏向性について懸念。 ④第14条と同様に、条文の見直しについて検討が必要。

2 議員報酬の条例改正に関する議案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、議員又は委員会が提案するよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①議員報酬は議員で決めていくべきだが、現実的になっていない。また、第一義的にはやはり議会の議員で決めていくことだが、報酬審議会が必要なしというところまでは断言できない。 ②この条文上の取組というのはきちんとできているのかという意味合いにおいては、できてないというふうな判断をせざるを得ない。 ③過去2回の議論では、報酬審議会に最終的に委ねているが、それまでは特別委員会で報酬等に係る調査を行うなど、提案に向けて努力は行っている。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、法令及びこの条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	3	【評価の理由 (主な意見等)】 ①コロナ禍の関係も若干あるかと思われるが、研修の回数を増やすとともに、議会図書室等における図書・資料等の充実を図る必要がある。 ②全体研修、委員会研修、他市議会との共同研修等、定期的を実施しているが、法令及び基本条例の理念等に関する研修は実施できていない。 ③取組は実際に行われているが、不足している感も否めない。 ④回数もさることながら、一層の充実が必要。 ⑤2項も含めて条文の構成についても検討が必要。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	3	前項に同じ。

(政務活動費)

第17条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由 (主な意見等)】 ①会派等で積極的に視察等をはじめ調査研究が行われ、一般質問等で取り上げている。 ②全額使い切れていない現状もある。 ③視察等研修に関してはコロナ禍で十分に実施できていない。 ④政務活動費の支給形態 (会派単位)、使途等について再検討の必要がある

- 2 会派又は議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対しその用途についての説明責任を負うものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①適切に使用するとともに、用途については、議会広報誌、ホームページにおいて公表している。

- 3 政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。。

（議会広報の充実）

- 第18条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	3	【評価の理由（主な意見等）】 ①議会だより、ホームページ、CATV、議会報告会等の媒体を通じ議会広報を行っているが、市民の意見、要望を取り上げるという点では、取組が弱い部分がある。 ②特に、ホームページの運用においては、公開速度、発信内容等においてまだまだ改善の余地がある。 ③ホームページの運用改善やSNSの活用を含め、DX時代に即した情報発信の在り方について検討が必要。 ④1項と2項の条文の構成について検討が必要ではないか。

- 2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	【評価の理由（主な意見等）】 ①議会見学や、それに絡めた子どもたちへの主権者教育。一般の人たちへの議会説明や意見交換。子ども議会など、議会と議場の活用を活発にするべきである。 ②SNS、YouTubeやライブ配信など積極的に取り入れる。佐伯市議会のホームページ更新が遅いと市民から指摘があった。早く更新するように努めなければならない。 ③議会広報誌、ケーブルテレビやホームページ等を活用し、広報活

		<p>動を行っているものの、公開速度、発信内容等においてまだまだ改善の余地がある。</p> <p>④多様な手法というのは、非常にこれから求められている、必要であるという認識もある。それを踏まえて、どこまでできるのかというのはやはり議論をする必要がある。</p> <p>⑤会議録の早期完成、議員名簿は顔写真入りを望む。</p> <p>⑥1項と2項の条文の構成について検討が必要ではないか。</p>
--	--	---

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①図書室は設置されているが、図書・資料等は充実しておらず、本来の目的ではほとんど活用されていない。</p> <p>②電子書籍の活用も含め、図書・資料等の充実について検討が必要。</p> <p>③また、活用に向けて議員の意識改革も必要。</p>

2 図書室の利用に関しては、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(調査機関の設置)

第20条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	3	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①市政の課題等については必要に応じて特別委員会や政策研究会で調査・研究を行っているが、第三者（外部有識者）で構成する調査機関は、これまで設置したことがない。</p> <p>②実際に設置するに当たっては、委員報酬・費用弁償等の規定の整理が必要。</p>

2 前項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。

(予算の確保)

第21条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より開かれた議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①「議会費の予算確保におけるPT会議」等、議員発議による予算要求手続きを確立する中で、議会活動費に係る予算の確保に努めている。

第7章 会議の運営

(自由討議の保障)

第22条 議会は、議案等の審議、審査又は調査においては、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ①特に議案審査の過程においては、協議会の運用が散見されており、公開の場における自由討議は十分な活用がなされていない。 ②賛否が割れた場合は、即、討論・採決の流れとなり、議論が深まっていない。 ③議員間で自由討議の意義及び必要性、実施方法の再確認を行う必要がある。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	前項に同じ。

(委員会の活動)

第23条 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管事務調査の積極的な活用により、その機能を十分発揮しなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	2	【評価の理由（主な意見等）】 ①各常任委員会において行われているが、その頻度は各委員会により異なる。 ②所管事務調査も公開とすべきではないか。必要と認めれば放送もすべきである。 ③各常任委員会は、必要に応じて所管事務調査を活用し、委員会活動を行っている。 ④所管事務調査は行っている。執行部からの申し入れが多い。

2 委員会の審査又は調査に当たっては、市民に対し資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①各委員会の会議は公開しており、資料も同様に公開している。審査、調査については、市民に分かりやすい議論を行うように努めている。</p> <p>②議会運営委員会も公開すべきなのかを協議するべきである。</p>

3 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告の作成及び当該質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①委員長において、責任をもって行っている。</p>

4 委員会は、市民の要請に応じ、議案等の審査及び調査の過程等を説明するため、市民懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
B	3	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①積極的に行うまでには至っていない。</p> <p>②市民からの要請がない現状である。また、案件についても絞りにくいのが現状である。</p>

第8章 政治倫理

(政治倫理)

第24条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
C	2	<p>【評価の理由（主な意見等）】</p> <p>①議員の資質向上のための研修も必要である。</p> <p>②適切に実行されている。</p> <p>③議員の倫理観や一般質問の問い方などの研修を行っている。</p> <p>④議員各位は市民の負託に応えるために、高い倫理性が求められることを自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って品位を保持し、識見を養うよう努めている。</p> <p>⑤前議長の特別委員会が設置された。個々の自覚の問題だが、公職選挙法、地方自治法等の研修も必要。</p> <p>⑥条例制定後、4回ほど政治倫理に関する特別委員会が設置されている。設置されているということは評価としては決して良いはずではない。</p> <p>⑦一方、都度開いてきたということも評価すべき。</p> <p>⑧「養う」という言葉の使い方については非常に違和感を感じる。見直す方向で検討できないか。</p> <p>⑨昨年選挙があつて1年経ったが、早い段階に研修を行い、政治倫理たるもの何か、また今の時代に合った政治倫理の在り方、その辺を研修する機会を早めに設けたるべきではないか。</p> <p>⑩議員のSNSの運用（発信内容）についても、研修の必要があるのではないか。</p>

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
—	—	取組項目ではないため、評価対象外とする。。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範)

第25条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則その他の法規を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①適切に実施されている。 ②会議規則及び条例等の制定、改廃を行うときは本条例と整合性を図っている。

(議会及び議員の責務)

第26条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託にこたえなければならない。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①適切に実施されている。 ②本条例を議会運営等に係る法規を遵守し、市民の負託に応えるように努めている。 ③条例の趣旨を理解して、議員活動を行っているか不明。現にこの条例の検証をしている最中にも条例の意味が分からないとかいろいろある。定期的に研修を実施する必要がある。 ④この条例全体について、議員が全てを100%認識して、きちっと理解しておるかどうかといったら、それはちょっと疑問に感じる。 ⑤ただ、現実の運用として、この議会基本条例があり、ほかの関係する例規があるということを前提として、議会としてはやはりそれを踏み外した運用というのはしていないと思う。また、これに従って着々と進んでいる。

(見直し手続)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

評価	評価後の取組	評価の理由及び課題
A	1	【評価の理由（主な意見等）】 ①適切に実施されている。 ②今回の特別委員会で実施。